

医政発 0331 第 100 号
令和 3 年 3 月 31 日

各都道府県知事殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令の施行について

平素より、医療行政の推進に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令（令和 3 年厚生労働省令第 83 号。以下「改正省令」という。）が、別添 1 のとおり本日公布されたところです。

つきましては、改正省令の趣旨等について下記のとおり通知いたしますので、貴職におかれましては、制度の趣旨を御了知いただくとともに管下の医療機関や関係団体等に周知をお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

1 改正省令の趣旨

過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号。以下「旧過疎法」という。）が令和 3 年 3 月末で期限を迎えることから、過疎地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するため、新たに過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号。以下「新過疎法」という。）が令和 3 年 3 月 31 日に公布された（令和 3 年 4 月 1 日施行）。新過疎法の施行に伴い、次の厚生労働省関係省令について条文中の「過疎地域自立促進特別措置法」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に改める等の改正を行う。

- ・医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）
- ・国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令（昭和 38 年厚生省令第 10 号）
- ・地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則（平成元年厚生省令第 34 号）
- ・厚生労働省関係東日本大震災復興特別区域法第二条第四項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける復興推進事業を定める命令（平成 23 年内閣府・厚生労働省令第 9 号）

2 施行期日

令和3年4月1日

3 医療法施行規則改正に伴う経過措置

この改正省令の施行の際現に改正前の医療法施行規則（以下「旧医療法施行規則」という。）第50条第1項の規定に基づく都道府県知事の許可（以下「旧許可」という。）を受けている病院については、改正後の医療法施行規則（以下「新医療法施行規則」という。）第50条第1項の許可（以下「新許可」という。）を受けた病院とみなす。この場合において、当該新許可の有効期間は、この省令の施行日におけるその病院に係る旧許可の有効期間の残存期間と同一の期間とする。

また、この省令の施行の際現に旧医療法施行規則第50条第1項の許可の申請をしている病院は、施行日に新医療法施行規則第50条第1項の許可の申請をした病院とみなす。

4 関連通知の改正

「へき地等病院医師確保支援特別対策の実施について」（平成16年8月30日付け医政発第0830001号厚生労働省医政局長通知）を別添2及び3のとおり改正する。

○厚生労働省令第八十三号

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

厚生労働大臣 田村 憲久

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令
 (医療法施行規則の一部改正)
 第一条 医療法施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>附則</p> <p>第五十条 都道府県知事は、当分の間、次に掲げる要件の全てに該当する病院から法第七条第二項の許可の申請(第一条の第十四第一項第八号に掲げる事項のうち医師の定員を三年間に限つて減じようとするものに限る。)があつたときは、第十九条第一項第一号の規定にかかわらず、都道府県医療審議会の意見を聴いて、法第七条第二項の許可をすることができる。</p> <p>一 次に掲げる地域をその区域内に有する市町村又はこれに準ずる市町村の区域に所在する病院であること。</p> <p>イハ (略)</p> <p>二 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和三年法律第十九号)第二条第一項に規定する過疎地域</p> <p>二・三 (略)</p> <p>二・五 (略)</p>	<p>附則</p> <p>第五十条 都道府県知事は、当分の間、次に掲げる要件のすべてに該当する病院から法第七条第二項の許可の申請(第一条の第十四第一項第八号に掲げる事項のうち医師の定員を三年間に限つて減じようとするものに限る。)があつたときは、第十九条第一項第一号の規定にかかわらず、都道府県医療審議会の意見を聴いて、法第七条第二項の許可をすることができる。</p> <p>一 次に掲げる地域をその区域内に有する市町村又はこれに準ずる市町村の区域に所在する病院であること。</p> <p>イハ (略)</p> <p>二 過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)第二条第一項に規定する過疎地域</p> <p>二・三 (略)</p> <p>二・五 (略)</p>

(国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令及び厚生労働省関係東日本大震災復興特別区域法第二条第四項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける復興推進事業を定める命令の一部改正)

第二条 次に掲げる省令の規定中「過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和三年法律第十九号)」に改める。

一 国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令(昭和三十八年厚生省令第十号)第六条第一号ル(1)

二 厚生労働省関係東日本大震災復興特別区域法第二条第四項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける復興推進事業を定める命令(平成二十三年内閣府・厚生労働省令第九号)第一条第一項

(地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則の一部改正)

第三条 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則(平成元年厚生省令第三十四号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第七條 法第五條第二項第二号二の厚生労働省令で定める事業は、次のとおりとする。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>五 老人福祉法第五條の二第三項に規定する便宜を供与し、あわせて高齢者の居住の用に供するための施設であつて、次に掲げるものを整備する事業</p> <p>イホ (略)</p> <p>ハ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和三年法律第十九号)第二条第一項に規定する過疎地域において同法第八条第一項に規定する過疎地域持続的発展市町村計画に基づいて整備されるもの</p> <p>トチ (略)</p> <p>六・七 (略)</p>	<p>第七條 法第五條第二項第二号二の厚生労働省令で定める事業は、次のとおりとする。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>五 老人福祉法第五條の二第三項に規定する便宜を供与し、あわせて高齢者の居住の用に供するための施設であつて、次に掲げるものを整備する事業</p> <p>イホ (略)</p> <p>ハ 過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)第二条第一項に規定する過疎地域において同法第六条第一項に規定する過疎地域自立促進市町村計画に基づいて整備されるもの</p> <p>トチ (略)</p> <p>六・七 (略)</p>

一 附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行の日（令和三年四月一日）から施行する。

(医療法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に第一条の規定による改正前の医療法施行規則（次項において「旧医療法施行規則」という。）第五十条第一項の許可（以下この項において「旧許可」という。）を受けている病院は、この省令の施行の日（以下この条において「施行日」という。）に第一条の規定による改正後の医療法施行規則（以下この条において「新医療法施行規則」という。）第五十条第一項の許可（以下この項において「新許可」という。）を受けた病院とみなす。この場合において、当該新許可を受けた病院とみなされる病院に係る新許可の有効期間は、新医療法施行規則第五十条第一項の規定にかかわらず、施行日におけるその病院に係る旧許可の有効期間の残存期間と同一の期間とする。

2 この省令の施行の際現に旧医療法施行規則第五十条第一項の許可の申請をしていない病院は、施行日に新医療法施行規則第五十条第一項の許可の申請をした病院とみなす。

(国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第二条の規定による改正後の国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令（以下この条において「新調交省令」という。）の規定は、令和三年度分の特別調整交付金から適用する。ただし、令和三年三月三十一日以前の期間に係る新調交省令第六条の規定による特別調整交付金の額の算定については、なお従前の例による。

(地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第四条 過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域は、令和三年度から令和八年度までの間（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）第二条第一項第一号に規定する財政力指数で平成二十九年度から令和元年度までの各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値が〇・四以下の市町村については、令和三年度から令和九年度までの間）に限り、第三条の規定による改正後の地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則第七条第五号の過疎地域とみなす。

「へき地等病院医師確保支援特別対策の実施について」(平成 16 年 8 月 30 日医政発第 0830001 号(抄))

【新旧対照表】

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第 1 医師配置標準の特例措置</p> <p>1 病院に置くべき医師の員数の特例</p> <p>(1) 特例が認められる病院</p> <p>次の要件の<u>全て</u>に該当する病院から、当該病院の開設許可の申請書に記載された医師の定員を3年間に限り減じようとする旨の申請があった場合には、都道府県知事は、都道府県医療審議会の意見を踏まえ、医療法第7条第2項の規定により、当該病院に係る医師定員の変更を暫定的に許可できるものとする。</p> <p>ア 次に掲げる地域をその区域内に有する市町村又はこれに準ずる市町村の区域に所在するものであること。</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>(エ) <u>過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に規定する過疎地域</u></p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第2・3 (略)</p>	<p>第 1 医師配置標準の特例措置</p> <p>1 病院に置くべき医師の員数の特例</p> <p>(1) 特例が認められる病院</p> <p>次の要件の<u>すべて</u>に該当する病院から、当該病院の開設許可の申請書に記載された医師の定員を3年間に限り減じようとする旨の申請があった場合には、都道府県知事は、都道府県医療審議会の意見を踏まえ、医療法第7条第2項の規定により、当該病院に係る医師定員の変更を暫定的に許可できるものとする。</p> <p>ア 次に掲げる地域をその区域内に有する市町村又はこれに準ずる市町村の区域に所在するものであること。</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>(エ) <u>過疎地域自立促進特別法に規定する過疎地域に規定する過疎地域</u></p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第2・3 (略)</p>

平成16年8月30日
医政発第0830001号

各都道府県知事殿

厚生労働省医政局長

へき地等病院医師確保支援特別対策の実施について

本年2月26日に地域医療に関する関係省庁連絡会議において取りまとめられた「へき地を含む地域における医師の確保等の推進について」（別添1参照）において、当面の取組のひとつとして、「臨床研修必修化に伴う当面の影響等に対応し、へき地等を含む地域の医療の確保に不可欠であって医師の確保が特に困難と認められる病院について、医師の確保や病院機能の見直し等の計画的な取組を促進・支援するため、医師配置標準の取扱いも含めた特別措置を早急に検討し、導入する」とされたことを踏まえ、へき地等病院医師確保支援特別対策として、医師の配置標準の特例措置について、平成16年8月27日付けで医療法施行規則の一部を改正する省令（平成16年厚生労働省令第123号）が公布され、同日施行されるとともに、医師確保及び病院機能の見直し等の支援措置を左記のとおり実施することとしたので、その旨御了知いただくとともに、その運用に遺憾なきを期されたい。

また、貴管下保健所設置市、特別区等に対しては、本通知の趣旨等について貴職より周知されるとともに、医師の配置標準の特例措置の診療報酬上の取扱いについて、関係機関とより一層の連携が図られるよう御配慮願いたい。

記

第1 医師配置標準の特例措置

1 病院に置くべき医師の員数の特例

(1) 特例が認められる病院

次の要件の全てに該当する病院から、当該病院の開設許可の申請書に記載された医師の定員を3年間に限り減じようとする旨の申請があった場合には、都道府県知事は、都道府県医療審議会の意見を踏まえ、医療法第7条第2項の規定により、当該病院に係る医師定員の変更を暫定的に

許可できるものとする。

ア 次に掲げる地域をその区域内に有する市町村又はこれに準ずる市町村の区域に所在するものであること。

(ア) 離島振興法の規定により離島振興対策実施地域として指定された離島の地域

(イ) 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に規定する辺地

(ウ) 山村振興法の規定により振興山村として指定された山村

(エ) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に規定する過疎地域

イ 当該病院が所在する地域における医療提供施設の整備の状況等からみて、当該地域の医療を確保する上で必要かつ不可欠であると認められるものであること。

ウ 必要な医師を確保するための取組を行っているにもかかわらず、なお医師の確保が著しく困難な状況にあると認められること。

(2) 申請書に添付すべき計画書

(1) の申請を行う病院は、申請書に、医師の確保に向けた取組及び病院機能の見直し等当該病院における医師の充足率の改善に向けた取組を記載した計画書を添付しなければならない。

(3) 適用される医師配置標準の特例

(1) の許可を受けた病院については、許可を受けた日から起算して3年を経過する日までの間は、特例的に、当該病院の医師配置標準を現行の算定式の90%相当に緩和する。ただし、医師3人という最低の員数は下回らないものとする。

(4) 留意事項

① 1(1)による定員の変更許可に当たっては、現行の算定式の90%相当までの減が認められるものであること。

② 1(1)アにいう「これに準ずる市町村」とは、人口当たりの医師数が全国平均を下回っている市町村を想定しているものであること。なお、平成14年の医師・歯科医師・薬剤師調査によれば、全国平均の人口10万人当たりの医療施設に従事する医師数は195.8人となっている。また、へき地等を有する市町村が市町村合併の対象となった場合において、当該旧市町村に所在する病院から申請があった場合には、

これに該当するかどうか個別の状況に応じて判断されるものであること。

- ③ 1 (1) ウにいう「なお医師の確保が著しく困難な状況」とは、医師配置標準に対する充足率が60%を下回っている等の状況にあることをいうものであること。
- ④ 1 (2) の特例は、医療法施行規則第49条の適用を受ける病院が許可を受けた場合にも同様の取扱いとするが、この場合には最低の員数は第49条の場合と同様に2人とするものであること。
- ⑤ 1 (2) の特例は、医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成13年厚生労働省令第8号）附則第15条、第16条第2項又は第17条の適用を受ける病院が許可を受けた場合にも同様の取扱いとするものであること。

2 施行期日

平成16年8月27日から適用する。

第2 医師確保及び病院機能の見直し等の支援

1 医師確保等の支援

第1の医師配置標準の特例措置により都道府県知事の許可を受けた病院における医師確保等を支援するため、今般「へき地保健医療対策実施要綱の一部改正について」（平成16年8月30日医政発第0830003号医政局長通知）によりへき地保健医療対策実施要綱を改正し、当該許可を受けた病院への定期的な医師の派遣を行う「へき地医療拠点病院」等について医師派遣等に係る経費を補助できることとする。

2 病院機能の見直し等の支援

- (1) これらの病院が民間病院である場合には、医療施設近代化施設整備補助金（優先採択とする。）、独立行政法人福祉医療機構の貸付け、税制を活用し、支援を行う。
- (2) これらの病院を含めて、施設の財産処分（転用等）に伴う補助金の返還が生ずる場合については、「地域再生計画の認定申請に伴う医療施設等施設整備費補助金及び医療施設等設備整備費補助金に係る財産処分の承認手続について」（平成16年6月3日医政発第0603002号・健発第0603003号・障発第0603001号・雇児発第0603001号・保発第0603002号厚生労働省医政局長、健康局長、障害保健福祉部長、雇用均等・児童家庭局長、保険局長連名通知）により、地域再生計画

の枠組みを活用し、一定の条件の下に、補助金の返還を不要としているところである。（別添2参照）

第3 医療計画との関係

第1及び第2に掲げる特別対策を実施する場合は、医師確保対策、病床の偏在の解消策等と整合的に実施することが適当であることから、各都道府県におかれては、可能な限り、当該措置を都道府県が策定する医療計画に位置付けて実施するよう努められたい。